

学校法人嘉数女子学園個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき学校法人嘉数女子学園（以下「学園」という。）における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、学生・教職員等の個人情報を適切に保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「学生・教職員等」とは、現在及び過去の学生、生徒、園児、教員、事務系職員及び大学の業務に直接かかわりがあり、又はかかわりがあったその他の者をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、学生・教職員等について特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、大学が業務上取得又は作成した情報（機械処理以外のものも含む。）をいう。

(責務)

第3条 学長又は事務局長（以下「個人情報責任者」という。）は、個人情報を収集し、保管し又は利用するにあたっては、学生・教職員等の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報責任者は、個人情報の取り扱いに関し、第12条に規定する個人情報保護委員会の助言、指導又は勧告があったときは、速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。

3 教職員又は教職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らし又は不当な目的に使用してはならない。

4 学生・教職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する学園の施策に協力しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第4条 学科、事務局、教学部、図書館、教育実践支援センター（以下「各部署」という。）に、個人情報の収集、利用又は提供の状況等について適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者（以下「保護管理責任者」という。）を置く。

2 前項の保護管理責任者は、学科長、情報システム担当等の教員、課長を充て、図書館は専任司書を教育実践支援センターは、専任職員をもって充てる。

(個人情報の収集制限)

第5条 個人情報責任者は、個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想、信条及び宗教に関する個人情報は、いかなる理由があってもこれを収集してはならない。

2 個人情報責任者は、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集しなければならない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 個人情報保護委員会が業務遂行上、正当な理由があると認めたとき。

(個人情報の適正管理)

第6条 個人情報責任者は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故防止
- (2) 改竄及び漏洩防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消失

(個人情報の利用制限)

第7条 個人情報責任者は、個人情報を収集された目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。
- (4) 同一性確認を目的とする公的機関からの依頼があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 学内における教務上及び事務上の必要があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 個人情報にかかわる機械処理は、収集目的の達成に必要な処理のみが行えるよう機能を限定しなければならない。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第8条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、個人情報責任者は、委託業者との間で個人情報の保護に関する契約を締結するための手続きをとらなければならない。

(自己に関する個人情報の開示)

第9条 学生・教職員等は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があったときは、個人情報責任者は、これを開示しなければならない。

ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、個人情報責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 個人情報の名称及び記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他個人情報保護委員会が必要と認めた事項

(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第 10 条 学生・教職員等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、個人情報責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

- 2 個人情報責任者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調整のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(不服の申立)

第 11 条 自己の個人情報に関し、前 2 条に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、個人情報保護委員会に対し、申立てを行うことができる。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、速やかに審議、決定し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。
- 3 個人情報保護委員会は、必要があると認めるときは、申立人又は個人情報責任者に対し意見の聴取を行うことができる。
- 4 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を個人情報保護委員会に対し提出することにより行う。
 - (1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他個人情報保護委員会が必要と認めた事項

(個人情報保護委員会の設置)

第 12 条 学園は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の権限)

第 13 条 委員会は前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 個人情報保護に関する重要事項を審議、決定すること。
 - (2) 個人情報責任者に対し、審議上必要な資料の提出を求め又は意見の聴取を行うこと。
 - (3) 審議結果に基づき、個人情報責任者に対して助言、指導又は勧告を行うこと。
- 2 委員は、委員会で知り得た個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

(委員会の構成)

第 14 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各学科から選出された教員 2 人
 - (2) 学長が指名する教員 1 人
 - (3) 学長が指名する事務職員 2 人
- 2 第 11 条に規定する不服申立てに直接関連があると委員会が認めた委員は、当該不

服申立ての審議に加わることができない。

(委員の任期)

第 15 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 16 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(委員会の運営)

第 17 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の 3 分の 2 以上をもって決する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第 18 条 委員会の事務は、総務企画課で行う。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて理事長が行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

2 この規程施行後最初に委員となった者の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。